

及び京阪の東福寺駅、京都市役所など)、

- ⑤ 中部運輸局管内(岐阜県岐阜市役所、同市の再開発事業・コミュニティバス、岐阜乗合自動車による岐阜市内のBRT、静岡県浜松市役所、同市の地域バス、静岡鉄道など)、
- ⑥ 九州運輸局管内(阿蘇くまもと空港の空港ライナー、肥薩おれんじ鉄道、熊本県庁、熊本市電、JR九州博多駅ビル、福岡県糸島市役所、同市のコミュニティバスなど)、

です。お会い下さった関係地方公共団体や関係事業者の皆さま、誠にありがとうございました。

また、今年2月から3月にかけては、当部の全職員が分担して、北は北海道から南は沖縄まで、総計で50を超える地方公共団体や事業者の方々を訪問して、お時間を取っていただき、実地で、あれこれ視察や意見交換をさせていただきました。この点も、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

さらにさらに、今年の4月には、東京で、「地域公共交通のあり方を交通基本法とともに考えるシンポジウム～第7回交通の諸問題に関する検討会～」を開催いたしましたところ、主催者である当部の予想を大きく上回る500名の方が全国各地から参加して下さり、報告や議論に熱心に耳を傾けていただきました。ご参加いただいたすべての皆さまに、厚くお礼を申し上げます。

これらのさまざまな体験を通じて感得した、①市町村や都道府県による取り組みの方向性や両者の役割分担、②「地域の足の確保」に向けた事業者による奮闘努力ぶり、③市民・住民自らの実践活動の姿やその活動のサポート内容、④地域における各種協議会のあり方、⑤既存リソース(資源)の多目的な有効活用、⑥観光立国やまちづくりとの関係づけ、⑦警察当局・福祉部局等との連携、⑧国に対する要望や期待する役割、などの論点に関しては、今後、省内各局や関係各府省庁とも議論しつつ当部が中心となって検討を深めていかなければならない課題が、数々明らかになったと思っています。

地域の公共交通の問題は、その地域のあり方そのものの問題です。この一年間、地域の公共交通の問題に極めて意識の高い市町村長や事業者や市民・住民の方々の、ご発言や行動をたくさん拝見するにつけ、地域の公共交通の改善は、それだけを見て何とかしようと考えてもうまくいかないということを痛感しました。概して、地域の公共交通の問題に意識の高い方々は、市町村長に限らず、まちづくりにも極めて熱心ですが、その際には、結局、その地域の住民自身がどういう地域に暮らしたいか、どういう地域をつくりたいか、という点のコンセンサスこそが重要であり、地域においてこのコンセンサスを得るための手間を惜しんでいたのでは、「死に甲斐のあるまちづくり」(＝「その地で暮らし、その地で死んでもいいと思えるようなまちづくり」)はできませんし、いわんや地域の公共交通の維持改善や活性化も達成できない、ということ強く認識しました。

そして、そういう熱心な方々が先導役・旗振り役になって、実効性のある素晴らしい地域づくり、地域公共交通づくりを「手作り」で進めておられるわけですが、ここで強調しておきたいのは、例えば地域公共交通という「部分」についても、決して、バス事業者や鉄道事業者が「何とかしてくれる」とか、事業者だけで「何とかすべき」問題ではありませんし、もちろん、市役所や県庁に「すべてをお任せする」問題でもないということです。「関係者の連携と協働」、つまり、市民・住民も含めて、「みんなが当事者」という意識を共有して議論し、実践しなければ、これまた実効性のあるものには決してなりません。

うまくいっている事例というのは、財政的な支援もさることながら、上記2点、すなわち、①施策の総合性・相乗効果性と②関係者の連携・協働において優れている、と総括して間違いはないでしょう。

ということは、実効性のある公共交通政策を打ち出していくためには、当部の仕事の視点も、上記2点を常に意識したものにならなければならないということです。①「地域公共交通確保維持改善事業(いわゆる「生活交通サイバール戦略予算」)」の使いやすさや額の改善、②地域の公共交通を確保するために不可欠と考えられる制度的な見直しなど、財政上、法制上その他の各種支援措置の充実に努めていくことは当然ですが、

今後の公共交通政策を、「公共交通政策」という立場に局限しない、もっと幅広く、奥行き深いものにしていくことが求められているのだと考えています。

昨年の通常国会に提出した「交通基本法案」は、諸々のやむを得ざる事情により未だ成立に至っておらず、今、「三度目の正直」として、今通常国会での早期の審議入り、早期の成立を目指しているところです。この法案が成立し、施行された暁には、この法律に基づく「交通基本計画」を作成することとなっています。その際には、ここまで述べたような思いを原点として、意義深い、質の高い計画となるよう、万全を期すつもりです。

最後に、昨年8月のこのメールマガジンの第1号にしたためた言葉を再度引用して、結びとします。

「啐啄同時（そったくどうじ）」という禅の言葉があります。ある先輩から以前教えてもらった印象深い言葉です。ヒナ鳥が卵の中から殻を破ってまさに生まれ出ようとするとき、ヒナ鳥が殻を内側からコツコツつつくこと、これが「啐」です。しかし、ヒナ鳥の力だけでは殻が破れないので、親鳥がちょうどそのとき外側からヒナ鳥と同じところをコツコツつついてやらなければならない。この、親鳥がつついて孵化を促すことを「啄」と言います。「啐」と「啄」のタイミングがちょうど一致して初めて、殻が破れてヒナ鳥が生まれ出て来るのです。交通問題の解決も、これに似たところがあります。誰がヒナ鳥で、誰が親鳥か、ということではありませんが、関係者が集まり、認識を共有し、議論し、いくつかの案を出し、その中から一つを選んでいよいよ実行に移し、検証し、また議論し、修正し……、こういうプロセスを繰り返す中で、熱意ある人たちと、その熱意を受け止めて実行に移す人たちが絶妙のタイミングで出会うことができれば、殻はきっと破れます。交通問題も確実に前進します。それを信じて、頑張ってください。

（2）「平成24年度地域公共交通研修（初級編）」を開催しました（中部運輸局）

中部運輸局企画観光部は、平成24年7月9日に「平成24年度地域公共交通研修（初級編）」を開催し、管内73自治体から94名の参加がありました。

この研修は、公共交通に初めて携わる自治体職員等を主な対象者とし、公共交通の基礎知識の習得を目的とすることで、初任者の方でも参加しやすい内容としました。

冒頭の吉永企画観光部長による開講式挨拶に引き続き、自動車交通部旅客第一課より『コミュニティバスと地域公共交通会議について』と題し、道路運送法や地域公共交通会議の仕組みなどについて、地域生活交通支援室より『地域公共交通確保維持改善事業について』と題し、補助制度の概要などについて説明を行いました。

また、その後の学識者による講義では、『日常生活における移動について考えてみよう！』と題し、愛知工業大学伊豆原浩二客員教授より、「交通の基本的事項（主に交通手段）」から始まり、「交通の要素」や「交通の把握の仕方」、さらに、公共交通のこれまでの背景や現在の状況から地域公共交通を改善するためにどのような視点を持つべきかについて、ご講義いただきました。

その後、「地域公共交通についてどんなことを考えたらよいか」というテーマでゼミ形式の意見交換を行いました。意見交換では、「地域の特性やまちの特性」を把握するには、「住民の移動ニーズと提供するサービスを考えるには」、「利用促進の方法について」、「公平性と効率性について」の各項目について、受講者のアイデアや市町村での取り組みなど様々な意見について議論をし、伊豆原先生からは、公務員はサービス業であり、いろいろな視点に立った発想の転換や取り組みが必要であるとのことをご意見をいただきました。

今回の研修について、受講した多くの方々から満足とのご意見をいただきましたが、研修時間の長短についてのご意見や、研修内容をより充実したものにしてほしいとのご意見もありました。皆様から頂いたご意見を参考に、今後も自治体や事業者の担当者の皆様にとって有意義な研修を開催していきたいと考えています。

(3) 「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」のご紹介（近畿運輸局）

はじめて地域公共交通の確保・維持・改善に取り組む行政、交通事業者、NPO等の担当者を主な対象として、目標や基本方針のあり方、コミュニティバスの定義や運行形態ごとの留意点、スクールバス等既存交通機関の活用方法と参考事例、デマンド交通のメリット・デメリット等効率的・効果的な取組を推進するために必要なポイントをまとめた本マニュアルを作成しました。

本マニュアル概要版の巻末には、「トラブルシューティング」として、バス路線が廃止されそうな場合、自治体の補助額を削減したい場合など地域公共交通が直面しそうでないつかのパターンを想定して、どのようなポイントで検討を行うかを、本編のページを逆引きできるようにしました。

まずは、概要版をご覧ください、次に、本編においてご関心がある事項について記載している箇所をご覧ください。是非、本マニュアルをダウンロード及び印刷してご活用ください。

「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」

URL <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/manual.htm>

(4) 九州運輸局HP「公共交通活性化」ページをリニューアルしました（九州運輸局）

九州運輸局企画観光部交通企画課では、学識経験者、九州地方整備局及び各地方運輸局等の皆様にご協力いただき、この度、局HPの公共交通活性化のページをリニューアルして掲載情報を充実させました。

今般のリニューアルは、九州管内でご活躍されている学識経験者の方々より、九州運輸局が地域の公共交通活性化に資する情報の共有化を進めていくことが重要とのご指摘を受けて行ったものであり、制度の紹介に留まらない、より実践的な情報の掲載、発信を目指しているものです。

今後、分かりやすい公共交通MAPの事例紹介など、公共交通施策ご担当者様の日々のお悩み解決のヒントとなるような情報の充実に努めてまいります。

<新規掲載情報項目>

◆地域の交通活性化

1. 学識経験者の教え

地域公共交通の専門家の講義資料を掲載しています。

2. 各運輸局作成の知恵袋

地域公共交通施策の企画立案に資する資料を掲載しています。

3. セミナー、シンポジウム開催状況

九州運輸局が主催したセミナー、シンポジウムの資料を掲載しています。様々な情報収集にご活用ください。

4. 各種補助メニュー等

地域公共交通確保維持改善事業の要綱、交通関係支援メニューや各種データ類を掲載しています。

◆公共交通マップ

公共交通の利用促進に資するマップの実例を紹介しています。

今回は、平成24年3月に発行されました、天神公共交通マップ（24年度版）及び博多駅公共交通マップ（24年度版）を掲載しました。

九州運輸局HP内の公共交通活性化ページへのアドレスは、次のとおりです。

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/m_koukatsu.html

（5）「歩くまち・京都」公共交通センターを開設しました（京都市役所）

1 「歩くまち・京都」公共交通センターの開設について

京都市では、未来のまちづくりのシナリオとなる「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」を平成22年12月に策定するとともに、そのアクションプランとなる実施計画を平成24年3月に策定しました。その中で重点戦略の一つとして、ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」を掲げ、歩く魅力に溢れるまち、一人一人が歩く暮らしを大切にすまちづくりを進めています。

この度、同実施計画のリーディングプロジェクトでもある「歩くまち・京都」公共交通センター（以下「センター」といいます。）を学識経験者や市内で鉄道・バスを運行する交通事業者と本市との連携の下、7月14日に開設しました。



このセンターは、利用者の視点に立った公共交通に関する情報の発信や、市民・観光客に公共交通利用への転換を促すモビリティ・マネジメントを官民一体となって推進する拠点として、今後、様々な取組を展開していく予定です。

2 「歩くまち・京都」公共交通センターの概要

- (1) 開設日 平成24年7月14日（土）
- (2) 開所時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番地の13
メルパルク京都1階（JR「京都」駅下車 烏丸中央口から徒歩1分）
- (4) 定休日 年中無休（1月1日～3日を除く。）
- (5) 主な業務内容

・センターの窓口において、市民や観光客のニーズに応じて、鉄道・バスを上手に組み合わせて効率的に移動できるルート等の情報を分かりやすく提供します。

- ・モビリティ・マネジメントをはじめ、公共交通の利用促進に資する事業を官民挙げて展開します。
- ・パーク＆ライドの駐車場情報や、レンタサイクルに関する情報を提供します。

(6) 運営主体 「歩くまち・京都」協議会

※学識経験者や交通事業者、京都市が連携して平成24年6月に設立した任意団体。本年秋頃にはNPO法人化する予定。

(7) 問合せ

【Tel】 075-343-2555

【Fax】 075-343-2555

【HP】 arukumachi-kyoto.jp

(6) 編集後記 (国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課)

いつもご愛読頂きありがとうございます。編集担当の菊地と申します。

さて、冒頭の公共交通政策部長からの挨拶にもありましたが、今年の7月で公共交通政策部が発足して1年になりました。また、私は公共交通政策部の発足にあわせて異動しましたので、交通計画課で働き始めて1年が経過したということでもあります。この1年間を振り返ると、至らないことばかりで反省すべき点が多々ありますが、本メールマガジンを初めとする地域公共交通に係る施策に携わることができて良かったと思います。

次回8月号で、本メールマガジンによる情報発信もちょうど1年を迎えます。まだまだ発展途中の取り組みですので、お気づきの点等ございましたらご意見を頂けると幸いです。また、全国に是非とも共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局企画観光部交通企画課までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 菊地 香織
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3(中央合同庁舎3号館3階)
TEL : 03-5253-8274 (直通) FAX : 03-5253-1513
E-mail : koutukeikaku_joho@mlit.go.jp

(7) お願い (近畿運輸局)

本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様(配信先は以下のとおり。)へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto: kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp

